

不登校児童生徒の出席扱い及び評 価等に関するガイドライン

令和5年6月1日

天草市教育委員会

1 策定の趣旨

平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、その基本理念として、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示された。

また、文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について(令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「通知」という。)」では、「不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、あるいは、自宅においてICT等を活用した学習活動を行い、学校復帰や社会的な自立に向け懸命な努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し、支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。」と示されている。

したがって、本ガイドラインは、不登校児童生徒が学校外の民間施設等において支援を受けている場合、または、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合に、天草市立の学校長が、当該学校の児童生徒にとって、当該支援・活動がふさわしい学びになっているかを総合的に判断するための目安を示すものである。

なお、令和4年2月15日付け天学教第2142号通知『不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインについて』は本ガイドラインに内包されるため廃止する。

2 活用に当たって

このガイドラインは、個々の民間施設においてその適否を評価する趣旨のものではない。

学校や市教育委員会においては、民間施設に通所する不登校児童生徒の「出席扱い」について判断する際に、このガイドラインに掲げた項目を参考としながら、各民間施設への訪問等を通じて、児童生徒の安全安心が確保されていることや、活動内容等を十分把握し、施設における支援が、児童生徒の社会的自立につながっているかを総合的に判断することが求められる。

3 民間施設活用における指導要録上の「出席扱い」について

(1) 民間施設に通う不登校児童生徒の指導要録上の「出席扱い」を判断する主な要件 (以下「通知」を基に作成)

- ① 我が国の義務教育制度を前提とした学習カリキュラムに基づいた学習支援を行っている。
- ② 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とする施設である。
- ③ 不登校児童生徒が社会的自立をめざす活動を行っている（体験学習など）
- ④ 不登校児童生徒が自ら希望した際に、円滑な学校復帰が可能な施設である。
- ⑤ 学校、家庭、施設の三者間の十分な連携・協力関係を保つことができる。

(2) 指導要録上の「出席扱い」を判断するまでの流れ

- ① 民間施設に通所している不登校児童生徒及び保護者から「出席扱い」に係る申し出
- ② 学校が保護者に不登校児童生徒の状況や通所する民間施設について聞き取りを行う。
- ③ 学校による当該民間施設の視察を行う（別紙「民間施設訪問記録用紙」の作成）。
- ④ 校内において「出席扱い」に関する協議を行う。
- ⑤ 校長と市教育委員会による「出席扱い」に係る協議を行う。
- ⑥ 校長が「出席扱い」の適否について判断し、保護者に伝える。

(3) 「出席扱い」認定後

- ① 学校、家庭、施設との定期的な情報交換、連携、協力を行う。
（例）施設に月1回程度の状況報告書の提出を求め、当該報告書を活用するなど

(4) 「評価」について

- ① 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして適切と判断される場合において、当該学習の評価を適切に行った上、指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。
- ② 評価の指導要録への記載については、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

4 指導要録上の出席扱いを判断するための留意事項

(1) 実施主体について

- ① 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する支援に関し、深い理解と知識又は経験を有し、かつ、社会的信望を有していること。
- ② 不登校児童生徒に対する支援を行うことの目的が明確であり、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す取組みがなされていること。
- ③ 著しく営利本位ではなく、入会金、授業料（月額・年額等）が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

(2) 支援の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい支援が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、支援の対象となる児童生徒が当該施設の支援体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されており、かつ児童

生徒の状況に応じた適切な支援が行われていること。

- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ⑥ 当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されること。

(3) 支援スタッフについて

- ① 支援スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不適応や問題行動等についての知識・経験を有し、その指導に熱意を持っていること。
- ② 専門的なカウンセリング等にあつては、公認心理士や臨床心理士等の有資格者や心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えたスタッフが指導に当たっていること。
- ③ 宿泊を伴う活動を行う施設にあつては、生活指導に当たる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配備されていること。

(4) 施設・設備について

- ① 学習や支援等の活動を行うために必要な施設・設備を利用できる状況にあること。
- ② 利用施設・設備にあつては、保健衛生上、安全上及び管理上適切であること。
- ③ 宿泊を伴う指導を行う施設にあつては、宿泊を含め児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

(5) 学校・市教育委員会との関係について

- ① 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、施設への通所状況や学習等の活動の様子、支援経過などの必要な事項について、月に1回程度を目安として学校へ情報提供が行われること。
- ② 学校と民間施設が相互に、児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(6) 家庭との関係について

- ① 施設での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 保護者の側に対し、面会や退所の自由が確保されていること。

5 自宅において学習活動を行う場合の指導要録上の「出席扱い」について

(1) 根拠について（以下「通知」を基に作成）

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該不登校児童生徒の社会的自立を助ける上で、有効・適切と判断し、下記の要件を満たす場合に、校長は、指導要録上の「出席扱い」とすることができる。

(2) 自宅において学習活動を行う場合の指導要録上の「出席扱い」を判断する主な要件

- ① 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムである。
- ② 自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となる学習の内容である。
- ③ 学校、家庭、学習を提供する者が十分な連携・協力関係を保つことができる。
- ④ インターネット、遠隔教育システム、郵送、FAXなどを活用した学習活用である。
- ⑤ 訪問等による対面指導を、定期的・継続的に行うことができる。
- ⑥ 校長が、状況について十分に把握する（定期的報告、連絡会の実施等）ことができる。
- ⑦ 学校外の民間施設等で相談・指導を受けられない場合に行う学習活動である。

(3) 「評価」について

- ① ICTを活用した学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容が当該学校の教育課程に照らして適切と判断される場合であること。
- ② 評価の指導要録への記載については、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。
- ③ 通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えることも考えられること。
- ④ 市教育委員会や民間事業者等が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられること。

ガイドライン活用にあたってのQ & A

Q 1. 指導要録上の出席扱いを判断する際、必ず民間施設を訪問しなければなりませんか。また、判断にあたって校長は、市教育委員会と連携を取らなければなりませんか。

A 1. 令和元年 10 月 25 日付け文科省通知『不登校児童生徒への支援の在り方について』に、「民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である市教育委員会と十分な連携をとって判断するものとすること」と記されているように、個に応じた適切かどうかの判断が必要となります。保護者から指導要録上の出席扱いの求めがあった場合、施設が当該児童・生徒にとって適切であるかどうかを判断するために、可能な限り視察を行うことが望ましいと考えます。また、判断については市教育委員会と十分な連携を図った上で行うようお願いいたします。状況によっては市教育委員会の担当者も視察を行います。

Q 2. 指導要録上の出席扱いの判断をした児童生徒について、指導要録の記載はどのようにすればよいですか。

A 2. 指導要録上の出席扱いとなった日数については、指導要録の出席日数の内数として、出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入する必要があります。

市の適応指導教室「カワセミ学級」についても指導要録上の出席扱いとした場合の記入の仕方は同じです。なお、不登校を理由として年間 30 日以上欠席した場合は、毎年文部科学省が実施している問題行動等の調査においては、不登校児童生徒として計上する必要があります。

(記入例) 出席日数60日 (うち50日はカワセミ学級)

出席日数60日 (うち50日はICTを活用した学習活動)

Q 3. 不登校児童生徒への支援の目標が、「社会的自立をめざすこと」となりましたが、学校として学校復帰を求めてはいけないのですか。

A 3. 当該児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。当該児童生徒の利益を最優先に支援を行うことが重要になりますが、当該児童生徒自らが学校への登校をめざしている場合、当該児童生徒にとってそのことが社会的自立の一つであると捉え、学校としてその支援を行うこととなります。日頃から不登校児童生徒や保護者と十分に意思疎通を図った上での支援が大切です。

Q 4. 不登校児童生徒が指導要録上の出席扱いになることにより、具体的にどんなメリットがありますか。

A 4. 不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や卒業後の進路選択の妨げになっている場合もあることから、このような児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながると考えられます。

Q 5. 指導要録上の出席扱いと判断できないケースとしては、どのようなことが考えられますか。

A 5. 次のようなケースが考えられます。

- ・ 学校が家庭訪問等による対面指導を設定したが、家庭の協力が得られないことから、当該児童生徒の状況や学習状況の様子が十分確認できなかった。
- ・ 無料のインターネット学習プログラムを利用していたが、当該プログラムにおける学習のねらいや内容が明確でなかった。

Q 6. 「出席扱い」を判断した場合に、留意すべき点はありますか。

A 6. 自宅におけるICT等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより、不登校が、必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないように留意する必要があります。家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ、学校や学校外の民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくことも大切です。

民間施設訪問記録用紙

	項目	記載欄
1	訪問日時	年 月 日
2	訪問施設名	
3	対象児童生徒名	
4	訪問者名・職名	
5	施設代表者名	
6	施設対応者名	
7	施設所在地	
8	施設概要	
	(1) 開設時期	
	(2) 在籍児童生徒数	名 (小： 名) (中： 名) (高： 名)
	(3) 費用	①入学金 円 ②年間費用 円 ③その他費用 円
	(4) 指導者等	名 ①代表者所有資格 (教員免許・臨床心理士・社会福祉士・) ②その他指導者 (教員免許・臨床心理士・社会福祉士・)
	(5) 施設・設備等	①学習室 有 () 室 ・ 無 【様子】 () ②面接・相談室 有 () 室 ・ 無 【様子】 () ③体育施設・プレイルーム 有 () 室 ・ 無 【様子】 () ④保健室 有 () 室 ・ 無 【様子】 () ⑤その他の施設 有 () 室 ・ 無 【様子】 ()
9	入学案内・HP	
	(1) 入学案内があるか	有 ・ 無
	(2) ホームページ等を開設しているか	有 ・ 無
	(3) 経営方針について明記されているか	有 ・ 無
	(4) 指導内容、方法、相談・指導体制が明記されているか	有 ・ 無
	(5) 必要経費等が明記されているか	有 ・ 無
	(6) 指導者名が明記されているか	有 ・ 無

	(7) 定期的に更新されているか	有 ・ 無
1 0	連携について	
	(1) 学校との連携方法	
	(2) 学校との連携頻度	
	(3) 家庭との連携方法	
	(4) 家庭との連携頻度	
1 1	その他	
	(1) 不登校児童生徒への相談・指導を主たる目的とした施設か	Yes / no
	(2) 不登校児童生徒の社会的な自立を目指す活動を行う施設か	Yes / no
	(3) 我が国の義務教育制度を前提とした学習カリキュラムか	Yes / no
	(4) 不登校児童生徒個々の出席状況が、学習指導・相談等に関する記録があり、それを定期的に学校に送付することにより、学校・家庭・施設の三者間の連携が可能か	Yes / no
	(5) 通所する不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、それを妨げず、円滑に学校復帰への支援を行う施設か	Yes / no
	(6) 在籍する不登校児童生徒で、指導要録上の「出席扱い」を受けた児童生徒はいるか（過去・現在）	Yes / no
1 2	所見	
1 3	指導要録上の「出席扱い」	
	(1) 学校と教育委員会との協議	済 ・ 未
	(2) 指導要録上の「出席扱い」の判断	可 ・ 否